

# 栃木市国民健康保険運営協議会資料

日 時：平成30年5月25日(金)

午後1時～

場 所：栃木市役所 3階 302会議室

栃木市生活環境部保険医療課

平成30年度第1回栃木市国民健康保険運営協議会次第

日 時 平成30年5月25日(金)午後1時~

場 所 栃木市役所 3階 302会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 委嘱状交付 (栃木市議会推薦委員)

4 委員紹介 (栃木市議会推薦委員)

5 臨時議長選出

6 会議録署名者指名

7 議 事

(1) 会長及び職務代理者の選挙について 資料1

(2) 市長の専決処分について 資料2

(栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

(3) 平成29年度データヘルス事業の実績について 資料3

(4) その他

8 閉 会

資料 1

(1) 会長及び職務代理者の選挙について

公益代表委員のうち、栃木市議会から選出された委員が、市議会議員の任期満了に伴い、本協議会委員を平成30年4月24日に失職したため、現在、会長及び職務代理者が不在であることから、新たに会長及び職務代理者を選出するもの。

任期は、平成30年5月25日から平成30年6月30日までとする。

会長	
職務代理者	

【参考】

国民健康保険法施行令（抜粋）

（会長）

第5条 協議会に、会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故あるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

栃木市国民健康保険規則（抜粋）

（選挙）

第4条 協議会の会長及び会長の職務を代行する委員の選挙は、無記名投票を行い、有効投票の最多数を得たものを当選人とする。

2 当選人を定めるに当たり、投票数が同じであるときは、くじで定める。

3 委員中異議がないときは、第1項の選挙に代えて、指名推薦の方法を用いることができる。

4 会長がその職務を辞したとき、その他会長が欠けるに至ったときは、その欠けるに至った日から30日以内に会長の選挙を行わなければならない。

（任期）

第5条 会長及び会長の職務を代行する委員の任期は、委員の任期による。

第6条～第8条 略

（議長）

第9条 協議会の会議は、会長が議長となる。ただし、会長及び会長の職務を代行する委員がともにかけた場合の会議においては、年長の委員が臨時に議長となる。



## 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

### 1 背景及び目的

平成30年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体となることに伴い、市町村は国民健康保険事業費納付金を都道府県に納付し、都道府県は医療費の支払に必要な額を市町村に交付することになった。これに伴い、地方税法が改正され、保険税は納付金の支払いに必要な額を課税することとなったため、所要の改正を行うもの。

また、地方税法施行令が改正され、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準が見直されたため、所要の改正を行うもの。

### 2 改正の概要

- (1) 国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額並びに介護納付金課税額について、それぞれ国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額に改めること。  
(第2条関係)
- (2) 字句の整理を行うこと。(第2条、第5条の2及び第24条の2関係)
- (3) 国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準において、5割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を27万円から27万5千円に、2割軽減の基準については被保険者数に乗ずる金額を49万円から50万円に引き上げること。  
(第23条関係)
- (4) 平成30年4月1日から施行とすること。

### 3 他市の状況

他市においても、改正が行われた。

### 4 改正に伴う財政的作用

平成30年度において、国民健康保険税が約500万円減額となり、保険基盤安定繰入金が約850万円増額になると見込まれる。

## 栃木市条例第32号

### 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険税条例（平成22年栃木市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、栃木県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（栃木県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（栃木県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第5条の2第1号中「（昭和33年法律第192号）」を削る。

第23条第2号中「270,000円」を「275,000円」に改め、同条第3号中「490,000円」を「500,000円」に改める。

第24条の2第2項中「場合には」を「に当たり」に改め、「を提示しなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

##### （適用区分）

2 改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

現 行
(課税額)
<p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p>
2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。
3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者）うち

## 改 正 案

### (課税額)

第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、栃木県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
  - (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（栃木県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
  - (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（栃木県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項

現 行

介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)である世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。)以外の世帯 26,000円

(2)・(3) 略

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が54万円を超える場合には、54万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 略

## 改 正 案

の世帯主を除く。) 及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 16 万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16 万円とする。

### (国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯 (特定同一世帯所属者 (国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月 (以下この号において「特定月」という。) 以後 5 年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。) 及び特定継続世帯 (特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後 5 年を経過する月の翌月から特定月以後 8 年を経過する月までの間にあるもの (当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) をいう。

第3号、第7条の3及び第23条において同じ。) 以外の世帯 26,000 円

(2)・(3) 略

### (国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 54 万円を超える場合には、54 万円) 、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19 万円) 並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 16 万円を超える場合には、16 万円) の合算額とする。

(1) 略

現 行

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき270,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ・略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき490,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ・略

（特例対象被保険者等に係る申告）

第24条の2 略

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類を提示しなければならない。

改 正 案

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき275,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき500,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

（特例対象被保険者等に係る申告）

第24条の2 略

2 前項の申告書を提出するに当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これを提示しなければならない。

## 1 特定保健指導事業

### (1) 目標（データヘルス計画より抜粋）

#### ○アウトプット

目標	現状（H26）	目標値（H29）	成果の確認・算出方法等
特定保健指導実施率の向上	35.4%	60%	特定保健指導終了者数 ÷ 特定保健指導対象者数

#### ○アウトカム

目標	現状（H26）	目標値（H29）	成果の確認・算出方法等
メタボ該当者割合の減少	11.3%	11.0%	特定保健指導該当者数 ÷ 特定健診受診者数

### (2) 実績

#### ①特定保健指導実施率

年度	動機付け支援			積極的支援			合計		
	対象者数 (人)	終了者数 (人)	実施率 (%)	対象者数 (人)	終了者数 (人)	実施率 (%)	対象者数 (人)	終了者数 (人)	実施率 (%)
H27	664	331	49.8	260	63	24.2	924	394	42.6
H28	663	304	45.9	235	72	30.6	898	376	41.9
H29	668	289	43.3	207	91	44.0	875	380	43.4

※平成29年度は、平成30年3月末現在の数値

#### ②メタボリックシンдро́м該当者の割合

年度	特定健診受診者数	特定保健指導該当者数	メタボ該当者の割合
H27	8,411人	924人	11.0%
H28	8,402人	898人	10.7%
H29	8,539人	875人	10.2%

### (3) 評価

平成29年度の特定保健指導実施率は未確定であるが、前年度と比べ全体では高い結果となった。特に積極的支援は、実施率が高くなかった。

メタボリックシンдро́м該当者の割合は、前年度より0.5ポイント低くなり、目標を達成した。

平成20年度より特定保健指導が開始されたが、対象者の固定化がみられる。

### (4) 改善策等

特定保健指導は受診しやすいよう各地域において実施している。対象者の行動変容へ繋がるよう、今後も各地域において面接や教室等、対象者のライフスタイルに応じた支援を実施し、メタボ予備群・該当者の改善に取り組んでいく。

## 2 糖尿病性腎症重症化予防事業

### (1) 目標 (データヘルス計画より抜粋)

#### ○アウトプット

目標	現状 (H26)	目標値 (H29)	成果の確認・算出方法等
指導実施率	—	20%	重症化予防指導者数÷指導対象者数

#### ○アウトカム

目標	現状 (H26)	目標値 (H29)	成果の確認・算出方法等
生活習慣改善率	—	90%	アンケートによる本人評価を集計する

### (2) 実績

#### ①指導実施率

年度	指導対象者数	保健指導実施者数	プログラム修了者	指導実施率
H29	123人	18人	16人	13.0%

#### ②生活習慣改善率

年度	プログラム修了者	生活習慣改善者	改善率
H29	16人	16人	100.0%

※開始時と指導6ヶ月目のアンケート結果による

(アンケートの内訳)

項目	改善	非改善	改善率
食事療法	12人	4人	75.0%
運動療法	6人	9人	40.0%
セルフモニタリング	12人	4人	75.0%
薬物療養	2人	14人	12.5%

※16人全員がいずれかの項目で改善が見られた。薬物療法については、開始時において、13人が既に実施していたため、改善率が低くなった。

※セルフモニタリングは、本人が体重、血圧等の測定を行い、療養の改善に繋げること。

#### ③効果額の算出

※データヘルス計画では、腎症患者の第Ⅲ期～第Ⅳ期の方を指導対象として効果額を算出していたが、平成29年度の保健指導実施者は第Ⅱ期の方のみであったため、効果額の算出方法については、あらためて検討する。

### (3) 評価

指導対象者123人に對し、プログラム終了者は16人、実施率は13.0%であり、目標をやや下回った。

プログラム終了者に対するアンケートの結果、食事・運動・セルフモニタリング・薬物療法の全ての項目において、改善を示しており、前向きに生活習慣の改善に取り組んだことが伺える。

### (4) 改善策等

6か月間の面接・電話による保健指導により、生活習慣の改善に取り組むことができた。今後も保健指導実施者が脱落せずに継続して生活習慣の改善に取り組めるよう支援していく。

### 3 受診行動適正化指導事業

#### (1) 目標（データヘルス計画より抜粋）

##### ○アウトプット

目標	現状（H26）	目標値（H29）	成果の確認・算出方法等
指導実施率	80.9%	85%	保健指導実施者数÷保健指導対象者数

##### ○アウトカム

目標	現状（H26）	目標値（H29）	成果の確認・算出方法等
指導完了者の受診行動適正化率	42.9%	50%	受診行動が適正化された人数÷保健指導実施者数

#### (2) 実績

##### ①指導実施率

年度	保健指導対象者数	保健指導実施者数	指導実施率
H27	23人	21人	91.3%
H28	45人	38人	84.4%
H29	11人	11人	100.0%

##### ②受診行動適正化率

年度	保健指導実施者数	受診行動適正化の人数	受診行動適正化率
H27	21人	6人	28.6%
H28	38人	17人	44.7%
H29	6人	3人	50.0%

※指導後6ヶ月のレセプト確認を要するため、平成29年度は第1回訪問分のみ。

##### ③効果額の算出（平成29年度実績より算出）

指導前・後6か月のレセプトを基に1人当たりの削減額を算出

$$@28,300\text{円} \times 3\text{人} \times 12\text{月} = 1,018,800\text{円/年}$$

#### (3) 評価

平成29年度は、保健指導の効果が高い被保険者に絞り込んで実施したため、件数は少なくなったが、指導実施率は目標を達成した。

また、第1回訪問分については、指導後、受診回数や投薬量の減少が見られた方が3人おり、現段階においては、受診行動適正化率は目標を達成している。

#### (4) 改善策等

事前のレセプト確認において、なぜ重複・頻回受診、重複服薬になっているのかを十分に分析し、対象者を絞り込み、効率的な保健指導の実施に努める。

対象月だけでなく、過去の受診状況（調剤を含む）を個人ごとに時系列で確認できるようにする。

## 4 健診異常値放置者受診勧奨事業

### (1) 目標（データヘルス計画より抜粋）

#### ○アウトプット

目標	現状（H26）	目標値（H29）	成果の確認・算出方法等
対象者への通知率	—	100%	通知者数÷健診異常値放置による通知対象者数

#### ○アウトカム

目標	現状（H26）	目標値（H29）	成果の確認・算出方法等
対象者の医療機関受診率	—	20%	通知後、医療機関を受診した人数÷通知者数

### (2) 実績

#### ①対象者への通知率

年度	健診異常値放置通知対象者数	通知者数	通知率
H28	379人	379人	100%
H29	426人	426人	100%

#### ②対象者の医療機関受診率

年度	通知者数	医療機関受診者数	受診行動適正化率
H28	379人	43人	11.3%
H29	426人	61人	14.3%

#### ③効果額の算出（平成29年度実績より算出）

データヘルス計画の効果額の算出方法に基づき算出

$$@75,000円 \times 61人 = 4,575,000円 (2年間の削減効果額)$$

※診療を開始することにより、翌年は医療費が45,000円増加するが、翌々年は約120,000円削減すると推計される。

### (3) 評価

レセプト及び健診データを基に抽出された対象者すべてに通知したため、通知率は目標を達成した。

通知を見ない人や通知を見ても受診しない人がおり、通知後の電話勧奨がより効果的であるが、電話番号が分からぬ、電話が繋がらぬ等の理由により、全体の4割弱にしか電話できなかつたこともあり、医療機関受診率は目標をやや下回った。

### (4) 改善策等

電話勧奨については、平日の昼間は留守にしている世帯も多いため、夕方以降に電話するなど、電話する時間帯等について検討する。

また、電話による勧奨ができなかつた場合のフォローアップ方法について、検討する。

## 5 生活習慣病治療中止者受診勧奨事業

### (1) 目標（データヘルス計画より抜粋）

#### ○アウトプット

目標	現状（H26）	目標値（H29）	成果の確認・算出方法等
対象者への通知率	—	100%	通知者数÷生活習慣病治療中止による通知対象者数

#### ○アウトカム

目標	現状（H26）	目標値（H29）	成果の確認・算出方法等
対象者の医療機関受診率	—	20%	通知後、医療機関を受診した人数÷通知者数

### (2) 実績

#### ①対象者への通知率

年度	生活習慣病治療中止者通知対象者数	通知者数	通知率
H28	200人	200人	100%
H29	56人	56人	100%

#### ②対象者の医療機関受診率

年度	通知者数	医療機関受診者数	受診行動適正化率
H28	200人	34人	17.0%
H29	56人	15人	26.8%

#### ③効果額の算出（平成29年度実績より算出）

データヘルス計画の効果額の算出方法に基づき算出

@580,000円×15人=8,700,000円/年

### (3) 評価

初年度は、治療中止者以外の方が抽出されてしまったため、対象者の選定方法の見直しを行った。その結果、通知対象者は少なくなったが、対象者すべてに通知したため、通知率は目標を達成した。

また、医療機関受診率も目標を達成した。

### (4) 改善策等

対象者選定の精度を高めるため、医科レセプトと調剤レセプトを突合するなど、抽出方法について、検討する。

また、電話による勧奨ができなかった場合のフォローアップ方法について、検討する。

## 6 ジェネリック医薬品差額通知事業

### (1) 目標（データヘルス計画より抜粋）

#### ○アウトプット

目 標	現状 (H26)	目標値 (H29)	成果の確認・算出方法等
対象者への通知率	99.9%	100%	通知数÷通知対象者数

#### ○アウトカム

目 標	現状 (H26)	目標値 (H29)	成果の確認・算出方法等
ジェネリック医薬品普及率	46.5%	58.5%	国保連合会ジェネリック医薬品効果分析システムにより確認

### (2) 実績

#### ①通知率

	通知対象者数	通知者数	通知率
H27	1,327人	1,323人	99.7%
H28	1,188人	1,184人	99.7%
H29	2,808人	2,806人	99.9%

※平成28年度まで一薬剤当たり500円以上の差額が発生した場合に通知していたが、平成29年度から一薬剤当たり300円以上に対象を拡大した。

#### ②ジェネリック医薬品普及率

	普及率	備考
H27	63.7%	平成28年3月調剤分
H28	69.7%	平成29年3月調剤分
H29	75.9%	平成30年3月調剤分

※国保連合会ジェネリック医薬品効果分析システムによる

#### ③効果額の算出（普及率75.9%の場合）

（新）データヘルス計画の効果額の算出方法に基づき算出

$$75.9\% \times 0.6457 = 49.0\% \text{ (金額ベース普及率)}$$

$$@453,000 \text{ 円/月} \times 49.0 \times 12 \text{ 月} = 266,364,000 \text{ 円/年}$$

### (3) 評価

ジェネリック医薬品差額通知については、一部の受け取り拒否者を除き、対象者全員に通知しており、通知率は概ね目標を達成している。

普及率については、大幅に向上しており、目標を達成している。

### (4) 改善策等

ジェネリック医薬品の普及については、医療費削減効果が大きく、財政健全化に効果的であることから、今後も引き続き普及啓発を図っていく。

